

長野市都市公園 使用料減免申請書

申請先 長野市長

*太枠内を記入してください。

令和 年 月 日	
〒 - 住 所	
申請者 団体名	
代表者 役職 氏名	
担当者氏名	
連絡先 (電話) -	
次のとおり、長野市都市公園条例第 10 条第 1 項ただし書きの規定による使用料の減免を受けたいので申請します。	
減免を必要とする理由	
施設設置・占用・行為・利用の場所 (公園・遊園地名)	
施設設置・占用・行為・利用の期間	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ～令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
利用の人員 又は台数	

※公共的団体の場合は、団体の公共性を示す資料を添付してください。

市処理欄

受付	起案日	令和 年 月 日	公開区分	部分公開	情報公開条例第 7 条第 2 号・3 号			
	決裁日	令和 年 月 日	許可番号	長野市指令 公園第 号				
	主務	係	係長	専門員	補佐	所長	課長補佐	課長
本件は、長野市都市公園条例第 10 条ただし書きに該当するものと認められるため、別紙のとおり使用料を減免したい。					使用料 算出式	免除・減額	円	

都市公園使用料、及びその減免について

1 適用法令根拠

(使用料)

第10条 法5条第2項、法6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 使用料は、使用前に納入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合に限り、これを使用後納入又は分割納入することができる。

3 すでに納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 使用料減免基準について

都市公園条例第10条第1項に規定する使用料の減免については、次のいずれかの要件を満たす場合に、使用料の全部又は一部が減免対象となります。

- 市が行政目的のために使用するとき
- 国又は県が公用もしくは公共の用に使用するとき
- 公共的団体が公共又は公益目的のために使用するとき
- 市が主催もしくは共催・後援する行事に使用するとき
- 市内にある小中学校もしくは高校が、教育目的で使用するとき(クラブ活動等は除く)
- 市内にある幼稚園もしくは保育所等が、教育又は保育目的で使用するとき
- その他広く地域住民の公益になると市長が認めるとき(地域住民を対象としたイベント、防災訓練など)